

北足立地域農林水産業振興プラン

埼玉県さいたま農林振興センター

埼玉県中央家畜保健衛生所

埼玉県寄居林業事務所

令和8年6月

目 次

序章 はじめに	1
第1章 地域の農林業・農村の姿	2
1 地域の概要	2
2 農林業・農村の現状と課題	3
3 地域の基礎データ	5
第2章 目指す地域の姿	6
1 農業者の経営能力を生かした競争力の高い農業の実現	6
2 地域の特性に応じた、収益性が高く安定的な農業経営を目指す、 持続性の高い農業の実現	6
3 多面的機能が適切かつ十分に発揮される農業及び農村の実現	7
4 需要に対応し、消費者に信頼される良質かつ安全な農産物を安定供給 できる農業の実現	7
5 森林を将来に受け継いでいくための「活樹」の実現	8
第3章 取組の展開方向	9
1 安定的・高収益な農業生産体制の整備 コラム 水稲高温対策について	9
2 地域農産物の高付加価値化と販路拡大に向けた取組	12
3 優良農地の確保及び有効活用、並びに生産基盤の整備	13
4 地域農業を担う新たな担い手・多様な担い手の育成と確保	15
5 環境負荷低減の取組の推進と多面的機能の発揮等による持続可能な地域 づくり コラム 多面的機能支援事業で活動組織の広域化を推進し、事務負担を軽減！	17
【参考】	
北足立地域農林水産業振興プランに関する指標	19

序章 はじめに

1 策定趣旨

埼玉県では、埼玉県農林水産業振興条例第7条に基づき、農林水産業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例第3条に定める基本理念にのっとり、「埼玉県農林水産業振興基本計画（以下「基本計画」という。）」を令和8年3月に策定しました。

この基本計画の策定を受けて、さいたま農林振興センター、中央家畜保健衛生所および寄居林業事務所では、地域で実施する取組や指標を「北足立地域農林水産業振興プラン」として整理しました。

農業者、農業団体、関連産業の事業者・団体、市町と県が十分な連携を図り、地域住民、関係者のみなさまの御協力も得ながら、この取組の実効性を高めてまいります。

2 目標年度

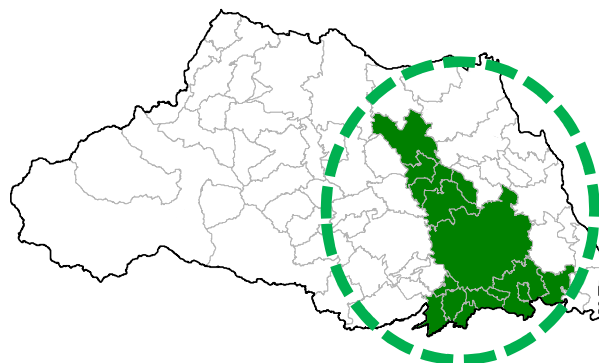
令和12年度

第1章 地域の農林業・農村の姿

北足立地域

1 地域の概要

北足立地域は県南部の中央、都心から15～60kmの首都圏に位置して、14市町(さいたま市、川口市、鴻巣市、上尾市、草加市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、伊奈町)からなっています。



新幹線や高崎線、宇都宮線などJR各線に加え、埼玉新都市交通、東武鉄道、埼玉高速鉄道など多数の鉄道が乗り入れ、道路も東北や関越の各自動車道、東京外郭環状道路などの高速道路に加えて、国道16号、国道17号、国道254号など主要道路網が発達し、県南部の交通の要衝となっています。地域の総土地面積は56,426haで、県総面積の14.9%にあたります。人口は約338万人で県人口の約46%を占めており、県内で最も都市化が進んでいる地域です。

地形は、鴻巣市から川口市に至る大宮台地を中心に、これを囲んで荒川、元荒川流域に沖積低地が広がり、西部は武蔵野台地からなっています。

本地域の農業経営体数は4,707経営体であり、このうち個人経営体数は4,601経営体、団体経営体は106経営体です。

農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域は、管内14市町のうち、さいたま市以北の6市町において指定されており、県全体の10.6%を占めます。一方、都市計画法に基づく市街化区域は、管内全市町において指定されており、県全体の43.6%を占めています。



2 農林業・農村の現状と課題

(1) 農産物の供給・消費

都市化が進む北足立地域では、消費地近郊の立地条件を生かし、多種多様な高品質な農産物の生産が行われています。

また、北足立地域は消費人口が多く、地域で生産される新鮮で安全・安心な農産物の需要は極めて高いといえます。このため、産地直売の強化や地域内を中心とした販売体制の確立が必要です。

(2) 農業

さいたま市以南の南部地域と、上尾市以北の北部地域とでは、導入品目や経営形態等が大きく異なっています。

南部地域では野菜や花・植木等の集約的な農業が展開されるとともに、地域住民と密接に結びついた市民農園、観光農園や農産物直売所などが数多く設置されています。

北部地域では、耕地面積の約59%を占める水田において米、麦が大規模に栽培されているほか、花き類、果樹類、畜産等を取り入れた農業が展開されています。



花き生産



水稻生産

(3) 農村

都市近郊の農業・農村は、自然環境の保全、良好な景観の形成など多面的機能を有しており、その利益は地元住民だけでなく多くの県民が享受しています。

また都市型農業は、新鮮な農産物を供給するだけでなく、農業体験による食育、生活環境の保全、防災機能や都市景観の形成など、多面的な機能を有していることから、都市住民の理解を得ながら市民農園や体験農園の整備が進められています。

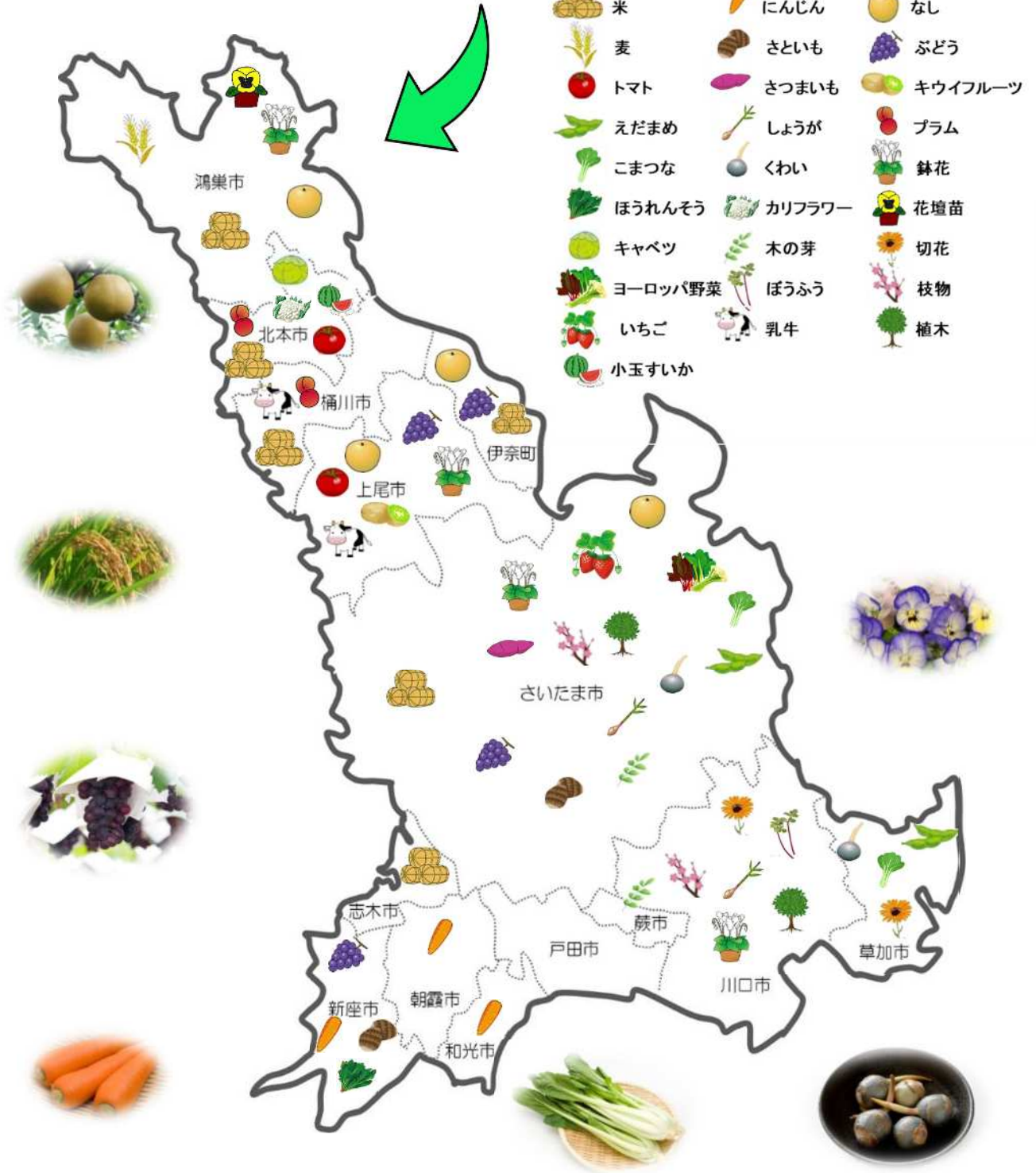
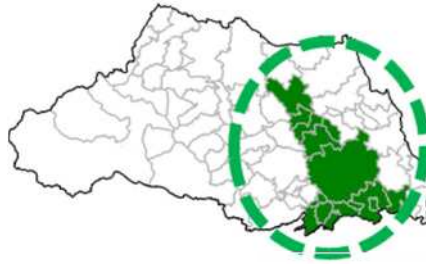
その一方で、農業者の高齢化が進み、さらにその後継者がいない農家も少なくないうち状況で、耕作が行われていない農地も散見されています。

また、混住化等も進展していることから、農道や水路の維持管理など地域の共同活動を継続していくことが課題となっています。

(4) 林業

都市近郊では貴重となった里山・平地林が残されています。このため森林環境譲与税などを活用し、整備・保全を進め、多様な生物が生息できる環境を整えることが必要です。また、山側の市町村と連携協定等を選び、山側の森林整備により、平野部にも効果が及ぶ森林の公益的機能の発揮に資するほか、県産木材の需要拡大を図り、「活樹」を推進することが重要となっています。

北足立地域の主な農産物・特産



- | | | |
|---------|--------|---------|
| 米 | にんじん | なし |
| 麦 | さといも | ぶどう |
| トマト | さつまいも | キウイフルーツ |
| えだまめ | しょうが | プラム |
| こまつな | くわい | 鉢花 |
| ほうれんそう | カリフラワー | 花壇苗 |
| キャベツ | 木の芽 | 切花 |
| ヨーロッパ野菜 | ぼうふう | 枝物 |
| いちご | 乳牛 | 植木 |
| 小玉すいか | | |

3 地域の基礎データ

	項目	北足立地域	県内割合
全 般	①総人口	3, 376, 778人	46. 0%
	②総面積	56, 426ha	14. 9%
農 業	③農業産出額(推計値)	2, 208千万円	13. 5%
	うち米	388千万円	12. 7%
	野菜	1, 162千万円	15. 1%
	果実	99千万円	20. 2%
	花き	140千万円	32. 7%
	畜産	104千万円	3. 7%
	④耕地面積	9, 311ha	12. 8%
	うち田面積	4, 576ha	11. 3%
	畑面積	4, 743ha	14. 8%
	⑤農業経営体	4, 707経営体	16. 6%
i 個人経営体	4, 601経営体	16. 6%	
ii 団体経営体	106経営体	18. 3%	
⑥販売農家数	4, 514戸	16. 4%	
⑦基幹的農業従事者数 (個人経営)	6, 980人	18. 5%	
⑧農業法人数	267法人	18. 5%	
⑨認定農業者数	743人	15. 3%	
⑩集落営農数	5組織	6. 8%	
林 業	⑪林業経営体	7経営体	5. 4%
	i 個人経営体	6経営体	5. 5%
	ii 団体経営体	1経営体	5. 3%
	⑫森林面積	389ha	0. 4%
	天然林	373ha	0. 8%
人工林	13ha	0. 0%	
その他	2ha	0. 2%	
⑬森林材積	75, 910m ³	0. 2%	

【出典】

- ①令和2年国勢調査 [総務省]
- ②全国都道府県市区町村別面積調(令和7年10月1日時点) [国土地理院]
- ③市町村別農業産出額(令和5年推計) [農林水産省]
- ④作物統計調査(令和6年) [農林水産省]
- ⑤⑥⑦⑪2020 農林業センサス [農林水産省]
- ⑧⑨さいたま農林振興センター調べ(令和6年度)
- ⑩集落営農実態調査(令和7年) [農林水産省]
- ⑫⑬森づくり課調べ(埼玉地域森林計画書(埼玉森林計画区) 令和4年12月)

第2章 目指す地域の姿

1 農業者の経営能力を生かした競争力の高い農業の実現

- (1) 認定農業者など地域の担い手や法人が都市部にある立地条件を最大限に生かして、効率的で安定した農業経営を展開しています。
- (2) 農業経営体の法人化が進むことで安定した雇用の場が確保され、新規就農希望者や、県農業大学校等で農業教育を受けた学生等に対する、多様な就職・就農の機会が広がっています。
- (3) これまで地域農業を支えてきた農業者に加え、女性や若者、高齢者、企業など、多様な人材や主体が活躍しています。地域の農業を支える担い手の層が広がっています。

2 地域の特性に応じた、収益性が高く安定的な農業経営を目指す、持続性の高い農業の実現

- (1) 基盤整備が進み大区画化されたほ場では農地中間管理事業の活用により意欲ある担い手への農地の集積が進展し、効率的で生産性の高い農業が行われています。
- (2) こまつな・えだまめなどの地域を代表する野菜の作付拡大に加え、なし・ぶどう・キウイフルーツなど特産果樹の生産が安定的に維持され、農地の遊休化が防がれています。
- (3) 先端技術を取り入れたスマート農業技術の導入が着実に進み、生産性向上と経営の安定化が両立した農業が展開されています。
- (4) 自然災害に備えた農業関連施設の強靱化や、鳥獣害・病虫害防止対策の充実、さらに高温による影響を軽減するための技術や設備の導入が進み、持続可能で安定した農業生産が行われています。
- (5) 農業保険などセーフティネットの普及・拡大により、農業経営のリスクへの備えが強化され、農業者が安心して生産活動に取り組める環境が整えられています。



大区画に整備したほ場



地域を代表する野菜（こまつな）

3 多面的機能が適切かつ十分に発揮される農業及び農山村の実現

- (1) 農地や農業水利施設を維持・保全するための地域の共同活動が活発に行われ、防災・減災、生物多様性の保全、景観形成などの多面的機能が十分に発揮されています。
- (2) 農村のコミュニティが維持されるとともに、農業体験の場の提供などを通じて地域住民同士や都市と農村との交流が活発化し、教育の場としての役割、文化の伝承、保健休養、やすらぎの提供など、多様な機能が十分に発揮されています。



見沼代用水（原形保全区間）



農業者・住民による草刈り活動

4 需要に対応し、消費者に信頼される良質かつ安全な農産物を安定供給できる農業の実現

- (1) 高温対策技術の普及などにより、品質と収量の安定化が図られています。さらに、先進技術の活用による生産性向上や経営の安定化に向けた取組も進んでいます。こうした生産体制の強化を背景として、JAを通じた系統出荷のほか、地域内の直売所やインショップなど多様なチャネルで販売が行われています。
- (2) 優良品種・特徴ある品種を導入し、実需者ニーズに応じた商品開発や販路開拓に取り組むことで、生産性の向上とブランド力の強化が進み、産地としての競争力が高まっています。
- (3) 大消費地に近く食品製造業が盛んな北足立地域の立地優位性を生かしながら、農商工連携や6次産業化の取組が進むことで、高付加価値化につながる新たな加工品や地域特産物が創出されています。
- (4) 地元直売所や県内量販店の地場産コーナー、飲食店、学校給食など多様な場面で地域の農産物が提供され、県民が日常的に県産品に触れる機会が広がったことで、地産地消の取組が一層浸透しています。
- (5) 農業者の環境負荷低減への取組に加え、農薬の適正使用や衛生管理、関係法令に基づく適正な生産・流通管理により、地域の農産物の品質と安全性に対する消費者の信頼が一層向上しています。



彩り豊かなヨーロッパ野菜



地元客で賑わう直売所

5 森林を将来に受け継いでいくための「活樹」の実現

- (1) 「第75回全国植樹祭」で発信した森林資源の活用や木材の利用拡大を図る「活樹」への理解が醸成されています。
- (2) 県産木材の安定的な供給体制が整備され、民間住宅や公共施設、民間非住宅建築物の木造化が進み「活樹」が推進されています。
- (3) 快適な生活環境を形成・維持するため、都市及び近郊の平地林が良好な状態に維持されています。

第3章 取組の展開方向

1 安定的・高収益な農業生産体制の整備 [基本計画大柱：1・2・6]

生産者と消費者が近接する立地条件を最大限に生かし、品目ごとの生産・流通・販売体制を強化して、消費者・実需者の需要に対応した良質で安全な農産物の安定供給と生産者の収益向上を実現します。併せて、近年顕在化する気候変動や病害虫・難防除雑草の拡大、資材費・人件費の高騰、担い手不足等の課題に対応するため、スマート農業技術の導入と技術・経営データの「見える化」を進め、作業の省力化・効率化と生産性向上を図ります。

(1) 関係市町・団体

管内全市町・各農業委員会・さいたま農業協同組合・あさか野農業協同組合・ほくさい農業協同組合・南彩農業協同組合・越谷市農業協同組合

(2) 取組内容

① 各品目の生産支援

ア 主穀

水稻については近年の気候変動の影響を踏まえ、高温耐性品種の導入・拡大や適正管理の徹底により、品質・収量の安定化を図ります。

また、水稻・麦を対象に、病害虫・難防除雑草への対応強化や、収益性を考慮した技術の導入、環境に配慮した主穀経営の推進を通じて、主穀作経営の収益向上を支援します。

イ 野菜

消費者が求める品目・品種の導入や機械化の推進、意欲的な担い手の育成により、作付面積と生産量の拡大を図ります。併せて、基本技術の励行と新技術導入により品質・収量向上を図ります。

加えて、JA直売所を中心に、量販店の地場産コーナーへの出荷や庭先直売、インターネットを活用した販売や給食向け出荷等、多様な販売体制を推進していきます。

施設野菜では、生育環境の管理特性を生かしながら、減農薬や資材使用の適正化など環境負荷低減の取組を推進し、安全・安心な農産物を期待する利用者の声に応える生産を行い、販売額の向上につなげます。

また、いちごについては、県育成品種のブランド価値を維持・向上するため、食味会の開催や糖度測定に基づく栽培指導など、食味の向上を目指す運動を実施します。

ウ 果樹

高齢化に伴う生産者の減少による労働力不足に加え、老木化や気候変動の影響により生産性も低下しています。このため、限られた人手でも維持できる省力化技術を導入するとともに、新植・改植の推進、高温や病害虫の発生リスクへの対策を強化し、産地の生産体制を持続的に維持していきます。

また、新品目・新品種の導入による高品質果実の生産の推進、担い手の交流・技術習得支援、関係機関と連携した労働力確保の仕組みづくりを検討し、産地の活性化につなげます。

エ 花植木

高温による生育不良への対応として、高温耐性品目・品種の導入を進め、安定生産を図ります。

また、資材費高騰に対しては、ヒートポンプや循環扇など既存設備の効率的活用などにより生産コストの低減を図ります。

加えて、流行や時流に基づく人気の色彩・形状等の消費者の嗜好を踏まえた商品開発及び販路拡大を支援するとともに、花育活動や各種イベント等を通じて消費者への普及啓発を行い、需要の拡大及び産地の活性化を図ります。

オ 畜産

畜産では、ICT等を活用したスマート畜産による省力化や優良家畜の確保、ブランド化による高付加価値畜産物の生産、耕畜連携による飼料用米や飼料用稲の生産・利用の拡大により畜産の生産性向上や経営安定化を図ります。併せて、国や県が実施する事業を通じて、継続的な経営の支援をします。

② 木材利用拡大の支援

工務店等に対し、県産木材の生産から加工・流通に関する情報の提供や中大規模木造建築物の建設を可能にするJAS構造材の利用やCLT、重ね柱などの新たな建築部材の活用を推進し利用拡大の支援を行います。

また、民間企業や関係団体等と連携し、木の良さをPRすることで県産木材利用の理解を醸成します。

「埼玉県県産木材利用促進指針」に基づき、県、市町が整備する施設に対し県産木材に関する情報提供や技術指導を通じて木造化・木質化、机や椅子等の木製品の活用を進め、利用拡大を図ります。

③ イノベーションの促進

ICT等を活用したスマート農業を推進し、作業の省力化・効率化を図ります。併せて、経験・勘に基づく技術や環境・経営データ等の「見える化」を進め、生産性の向上をめざしていきます。

さらに、作業負担や資材費を軽減する技術の指導、新技術・省力化技術・スマート農業機器の導入支援及び作業の機械化を促進し、収益性の改善を目指します。

(3) 数値目標

(基本計画指標名)

需要に応じた野菜作付拡大面積：142.3ha（令和8年度～12年度）

契約野菜対応型産野菜地育成数：4産地（令和8年度～12年度）

スマート農業技術導入件数：31件（令和6年度）→62件（令和12年度）

県産木材を利用した公共施設数【寄居林業事務所管内計】：

673施設（令和6年度）→860施設（令和12年度）

(地域指標名)

高温耐性水稻品種の収量・作付面積：

収量451kg/10a（令和6年度）→600kg/10a（令和12年度）

作付面積295ha（令和6年度）→414ha（令和12年度）

コラム 水稻高温対策について

昨今の猛暑の影響を受け、当管内でも水稻の収量や品質が思わしくありません。

さいたま農林振興センターでは、農協と協力して管内30ヶ所以上の田んぼで生育調査を行い、そのデータを基に水稻の栽培指導を行っています。

作業ポイントである育苗期・穂肥期・刈取期に講習会を行っていますが、特に穂肥期と刈取期の講習会は、生育調査をしている田んぼに農家の方に集まってもらい、実際に水稻を観察してもらいながら、生育に適した作業を指導しています。



刈取適期講習会の様子

- 2 地域農産物の高付加価値化と販路拡大に向けた取組〔基本計画大柱：1〕
消費者や実需者のニーズに応じた良質かつ安全な農林水産物の安定供給を実現するため、県産農産物の高付加価値化や生産性向上を図るとともに、生産・流通・販売体制の整備を推進します。また、県産農産物を購入できる場の拡大等を通じて地産地消の促進を図ります。

(1) 関係市町・団体

管内全市町・各農業委員会・さいたま農業協同組合・あさか野農業協同組合・ほくさい農業協同組合・南彩農業協同組合・越谷市農業協同組合

(2) 取組内容

① 6次産業化・農商工連携の推進

ア 地域の農産物や資源を活用し、農業者が消費者ニーズを踏まえて高付加価値商品を創出できるよう、6次産業化を志向する農業者に対し、経営ビジョンに基づく事業計画の作成支援、研修会開催、専門家派遣等を通じて、ステージに応じた支援を行います。

イ 食品製造業が盛んな地域の立地優位性を生かした農業者と食品加工業者、流通・販売業者等とのマッチングを促進し、商品開発、新たなビジネスの創出、販路拡大など、多様な産業との連携による6次産業化・農商工連携を推進します。

② 直売所の機能強化のための支援

ア 農産物直売所が地域の特色を発揮し、地元農産物の魅力を効果的に伝えられるよう、生産者組織の育成や直売所相互の連携を進め、品揃えの充実や魅力向上を図ります。

イ 県内の出荷体制整備を支援し、量販店等における県産農産物コーナーの設置を推進するとともに、PRを強化することで、県民が県産農産物を「知って、買って、食べる」機会を拡大し、地産地消を促進します。

(3) 数値目標

(基本計画指標名)

新たに農業の6次産業化により開発された商品数：40品目
(令和8～12年度)

県産農産物コーナー新規設置店舗数：56店舗 (令和8～12年度)

(地域指標名)

農産物直売所における販売金額：
44.5億円(令和6年度) → 48.7億円(令和12年度)

3 優良農地の確保及び有効活用、並びに生産基盤の整備

[基本計画大柱：3・4・7]

農業振興地域制度・農地制度を適切に運用するとともに、農地中間管理事業等を活用して担い手への農地の集積・集約化を促進し、農地の有効活用を図ります。併せて、ほ場整備の推進、農業水利施設の計画的な補修・更新及び適切な保全管理等により、生産基盤の強化と生産性の向上を図ります。

また、都市と農山村との地域間交流等を通じて、農業・農山村に対する県民の理解を促進するとともに、都市農業の振興を図ります。

(1) 関係市町・団体

管内全市町・各農業委員会・さいたま農業協同組合・あさか野農業協同組合・ほくさい農業協同組合・南彩農業協同組合・越谷市農業協同組合・県農地中間管理機構(県農林公社)・関係土地改良区

(2) 取組内容

① 優良農地の確保

ア 集団的に存在する等の条件を満たす優良農地について、農業振興地域制度・農地制度の適切な運用により、良好な状態で維持・保全を図ります。

イ 各市町や農業委員会等と連携して、将来の目指すべき農地利用の姿を明確化した計画である地域計画の作成・見直しを進めるとともに、農地中間管理事業等を活用して農地の集積・集約化を進めます。

- ② 遊休農地の解消と活用
 - ア 農業委員会が行う農地に関する調査や農地パトロール活動を通じて地域内の農地の利用調整を図り、遊休化の発生防止に努めます。
 - イ 農地中間管理事業等を活用し、遊休農地の解消と地域の担い手への集積・集約化を図ります。
- ③ 農業基盤整備の推進
 - ア 地域の目指す営農形態に応じて、効率的な整備手法を検討し、生産基盤の整備を推進します。
 - イ 計画的な補修・更新等を行うことにより、老朽化が進んだ農業水利施設を保全管理し、農業用水の安定供給を図ります。
- ④ 都市農業の振興
 - ア 消費地に近いという特性を生かし、いちご等の付加価値の高い農産物の生産を促進することで、収益性の高い持続可能な都市農業の確立を図ります。
 - イ 体験農園・市民農園の開設など、農地の維持・活用につながる多様な取組を推進し、地域住民の農業への理解促進を図ります。
- ⑤ 都市と山村の連携による森づくり
 - ア 上流域の山側市町村と下流域の都市部市町との連携協定などを促し、森林整備や木材利用や地域間交流の取組を支援します。
- ⑥ 森林環境教育及び木育の推進
 - ア 森林環境教育に対応できる森林インストラクターや、県産木材の理解を深めるための体験プログラムを提案できる人材を育成します。
 - イ 次世代を担うこどもたちへの森林環境教育や木育の機会の創出を図ります。
- ⑦ 県民参加の森づくりの推進
 - ア 広く県民が森林の大切さを理解する機会の充実を図ります。
 - イ 民間団体や市町と連携して森林ボランティア団体の活動を支援するとともに、安全に作業ができる学習の機会の充実を図ります。
 - ウ 森づくりを希望する企業が、県内の森林において活動しやすくなるよう、環境整備を図ります。

(3) 数値目標

(基本計画指標名)

担い手への農地集積率：29.5%（令和6年度）

→ 43.5%（令和12年度）

遊休農地解消・活用面積：194.5ha（令和8～12年度）

基盤整備面積：1,522ha（令和6年度）

→ 1,582ha（令和12年度）

(地域指標名)

県費単独土地改良事業実施地区数：1地区/年間

4 地域農業を担う新たな担い手・多様な担い手の育成と確保

[基本計画大柱：5]

地域の農林水産業を持続的に発展させるため、新規就農者に加え、法人化・6次産業化など新たな挑戦を志向する者、農業支援サービス提供事業者等を「新たな地域の担い手」として位置づけ、関係機関と連携しながらその発掘・育成を強化します。

また、女性や高齢農業者など多様な主体が能力を発揮できる環境整備を進め、地域農業における参画を促進します。

さらに、市町や関係団体と連携して生産者の経営分析や課題解決を支援し、規模拡大や取引先拡大に挑む農業者には法人化・6次産業化に向けた専門家支援を行い、継続的な経営発展につなげます。

(1) 関係市町・団体

管内全市町・各農業委員会・さいたま農業協同組合・あさか野農業協同組合・ほくさい農業協同組合・南彩農業協同組合・越谷市農業協同組合

(2) 取組内容

① 新たな地域の担い手の確保・育成

ア 関係機関と連携して就農相談を行い、新規就農者、法人経営体、6次産業化取組者等の新たな地域の担い手の発掘・確保を進めます。

イ 新規就農希望者には、「明日の農業担い手育成塾」等による技術力・

経営力の習得支援を行い、計画的な就農を促します。

ウ 就農後や経営開始後の担い手に対しては、経営目標達成に向けた課題解決を支援し、早期の経営安定に導きます。

エ 必要に応じ、各種就農支援制度や法人化支援制度、6次産業化支援制度等の活用を促進します。

オ 農作業代行やスマート農機の提供、データ分析等を担う農業支援サービス事業者の育成・確保を進めます。国庫事業等を活用し、サービス導入に向けた体制整備や経営基盤の強化を支援することで、地域農業の省力化・効率化を促し、生産者の経営継続を支える環境づくりを図ります。

カ 農業と福祉の連携を通じて、高齢化や人手不足といった課題を抱える農業現場に新たな担い手を確保し、地域農業の持続可能な発展を図ります。

② 多様な担い手の育成

ア 女性が主体となる活動への支援、農業経営や地域農業における女性参画促進などを通じ、農業に従事する女性が活躍できる環境を整備します。

イ 高齢農業者がその経験や知識、技術を生かし地域で活躍できるよう支援します。

ウ 中小・家族経営や集落営農が安定して農業を続けられるよう、農業技術の普及や施設整備などの生産面の支援と、経営規模を問わず利用できる各種施策の情報提供を行います。

③ 農業者の経営発展

ア 市町、農業・商工団体等と連携し、地域計画に位置付けられた生産者等に対し、経営分析や課題解決支援を行い、経営力の向上を図ります。

イ 直売中心の経営を志向する生産者に加え、規模拡大や取引先の多様化を目指す意欲的な農業者も対象として把握し、法人化や経営の多角化に向けた支援を実施します。専門家を活用した個別相談や経営計画の改善支援等により、法人化の円滑な推進を図ります。

ウ 法人化後も、研修会の開催や経営課題の整理・解決支援を行い、継続的な経営安定と発展につなげます。

エ 経営の多角化を志向する生産者に対して、6次産業化計画の作成支援等を行い、継続的な経営安定・発展に向けた体制づくりを支援します。

(3) 数値目標

(基本計画指標名)

農業法人数：267法人（令和6年度） → 329法人（令和12年度）

新規就農者数：64人／年（令和6年度） → 64人／年（令和12年度）

5 環境負荷低減の取組の推進と多面的機能の発揮等による持続可能な地域づくり [基本計画大柱：6・8]

環境に配慮した持続可能な農業を推進するため、化学肥料や化学農薬の使用削減や環境負荷低減技術の普及を進めます。また、環境に配慮した農産物の生産・流通・消費の拡大に向け、食品関連事業者や消費者の理解促進に取り組みます。さらに、農業・農村が有する多面的機能を維持するため、地域住民や関係団体が連携した活動を支援します。

(1) 関係市町・団体

管内全市町・各農業委員会・さいたま農業協同組合・あさか野農業協同組合・ほくさい農業協同組合・南彩農業協同組合・越谷市農業協同組合・関係土地改良区

(2) 取組内容

① 環境負荷低減農業の推進

ア 国の補助事業情報の提供や、みどり認定の推進に向けた技術支援、特別栽培農産物認証制度等の活用により、環境負荷低減に取り組む生産者を支援します。

イ 有機農業者の課題解決に向けた研修や自主活動を支援し、環境負荷低減技術や販売方法に関する情報提供を実施します。

② 多面的機能の発揮

農道や水路の維持管理、清掃活動、地域イベントを通じて地域コミュニティを維持します。

③ 市民農園等での活動促進

市町等関係機関との情報共有を図り、多様な開設主体による市民農園の設置や運営に関する相談に対応します。

④ 生物多様性の保全と快適な環境の形成

里山や平地林の整備を促進し、多様な生態系確保や快適な環境づくりを支援します。

⑤ 持続性確保に向けた災害等リスクへの対応

- ア 災害や感染症の発生などの緊急時であっても継続的に生鮮食品等を生産・供給できるよう、農業法人等に対して事業継続計画（BCP）の策定を支援するなど、危機対応力の強化を促進します。
- イ 畜産農家への巡回指導等により飼養衛生管理基準の遵守を指導し、家畜伝染病の発生・まん延防止を図ります。
- ウ 市町等と連携し、鳥獣による被害状況や個体数調査に関する情報共有を行うとともに、展示圃の設置、研修会の開催など、現場での対策に資する取組を進めます。
- エ 農業共済組合や関係機関と連携し、農業者に対し農業保険（収入保険及び農業共済）などセーフティネットへの加入を促進します。
- オ 水田等が有する雨水の貯留機能や農地・農業水利施設の保全管理などを通じて、豪雨時の洪水リスク低減や地域防災力の向上を図ります。

（3）数値目標

（基本計画指標名）

多面的機能を発揮する共同活動の実施面積割合（カバー率）：

27.1%（令和6年度）→33.1%（令和12年度）

コラム 多面的機能支援事業で活動組織の広域化を推進し、事務負担を軽減！

さいたま市岩槻区の元荒川流域で多面的機能支援事業を実施している活動組織は6組織ありました。活動組織はそれぞれで事業に係る事務を実施していましたが、活動報告書の作成や日当の支払い業務など、事務の負担が課題となっていました。

そこで、6組織のうち、4組織と、新たに参加する10組織、合計14組織を広域化組織としてひとつにまとめることにより、各組織で行っていた事務の負担を軽減することが可能となります。これにより、活動範囲の拡大に伴い、地域の多様な課題に対してより迅速かつ柔軟に対応できるようになります。

今後、活動範囲をさらに拡大し、地域住民が一体となって共同活動を推進することで、地域資源の保全と持続可能な農業の実現に貢献することを目指します。

【参考】

＜北足立地域農林水産業振興プランに関する指標＞

●埼玉県農林水産業振興基本計画で示した指標への対応

基本計画 指標番号	基本計画指標名	(県) 現状値→目標値	(地域) 現状値→目標値
3	需要に応じた野菜の作付拡大面積	1,000ha (R8～12年度)	142.3ha (R8～12年度)
4	契約野菜対応型野菜産地育成数	30産地 (R8～12年度)	4産地 (R8～12年度)
5	新たに農業の6次産業化により開発された商品数	250品目 (R8～12年度)	40品目 (R8～12年度)
9	県産農産物コーナー新規設置店舗数	125店舗 (R8～12年度)	56店舗 (R8～12年度)
10	県産木材を利用した公共施設数	1,356施設 → 1,720施設 (R6年度) (R12年度)	673施設 → 860施設* (R6年度) (R12年度)
11	スマート農業技術の導入件数	269件 → 538件 (R6年度) (R12年度)	31件 → 62件 (R6年度) (R12年度)
12	担い手への農地集積率	36% → 50% (R6年度) (R12年度)	29.5% → 43.5% (R6年度) (R12年度)
13	遊休農地解消・活用面積	2,000ha (R8～12年度)	194.5ha (R8～12年度)
14	基盤整備面積	23,710ha → 24,282ha (R6年度) (R12年度)	1,522ha → 1,582ha (R6年度) (R12年度)
16	農業法人数	1,441法人 → 1,800法人 (R6年度) (R12年度)	267法人 → 329法人 (R6年度) (R12年度)
17	新規就農者数	330人/年間 → 330人/年間 (R6年度) (R12年度)	64人/年間 → 64人/年間 (R6年度) (R12年度)
21	多面的機能を発揮する共同活動の実施面積割合 (カバー率)	34.4% → 38.6% (R6年度) (R12年度)	27.1% → 33.1% (R6年度) (R12年度)

* 寄居林業事務所管内計の目標値

●北足立地域農林水産業振興プランで設定する地域指標

地域指標 番号	基本計画 大柱番号	地域指標名	現状値→目標値
1	1	高温耐性水稲品種の収量・作付面積	収量 451kg/10a → 600kg/10a (R6 年度) (R12 年度) 作付面積 295ha → 414ha (R6 年度) (R12 年度)
2	1	農産物直売所における販売金額	44.5 億円 → 48.7 億円 (R6 年度) (R12 年度)
3	4	県費単独土地改良事業実施地区数	1 地区/年間